

山形県漁業調整規則（令和2年10月県規則第66号）第12条第1項及び第2項、第14条第1項、第16条第2項の規定により、漁業の許可又は起業の認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可等の条件を次のように定める。

令和8年6月24日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型いか釣り漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	するめいか	いか釣り	操業区域（下記の操業区域をいう）	5月1日から翌年4月30日まで	定め無し（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン以上30トン未満	1隻	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用人

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月24日から令和8年6月26日まで

（3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和9年4月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

集魚灯の合計光力は、180キロワット以内でなければならない。

ただし、1月1日から4月30日までの間の下記酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除くア、イ、ウ、エ及びアを順次に結ぶ線分により囲まれた海域は、120キロワット以内でなければならない。

ウ 他種漁業との協調をはかり操業すること。

別記 操業区域

酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域とする。

ただし、1月1日から4月30日までの間は、酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域及び栗島灯台から真方位西5海里と飛島灯台から真方位北西5海里を直線で結ぶ線以遠の山形県沖合海域とする。

（世界測地系表記）

ア 北緯39度07.670分 東経139度33.798分

イ 北緯39度04.254分 東経139度31.548分

ウ 北緯39度07.503分 東経139度24.299分

エ 北緯39度12.503分 東経139度28.048分

栗島灯台から真方位西5海里

北緯38度27.200分 東経139度07.915分

飛島灯台から真方位北西5海里

北緯39度15.536分 東経139度28.836分